

監査委員について

1. 現行制度

(1) 普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、以下の者から選任する
(§ 196, § 197)

- ① 人格が高潔、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（任期4年）
- ② 議員（議員の任期（4年）による）

	定数 (§ 195②)	内訳 (§ 196①)	常勤・非常勤 (§ 196④, ⑤)
都道府県及び人口25万以上の市	4人※	議員1人の場合は、識見を有する者3人※ 議員2人の場合は、識見を有する者2人※	識見を有する者は1人以上を常勤としなければならない
市町村	2人※	議員1人、識見を有する者1人※	識見を有する者は常勤とすることができる

※ 識見を有する者から選任される委員は条例で増加することができる。

※ 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職員であった者は1人以下でなければならない。【いわゆるOB制限】
(§ 196②)

2. 職務権限

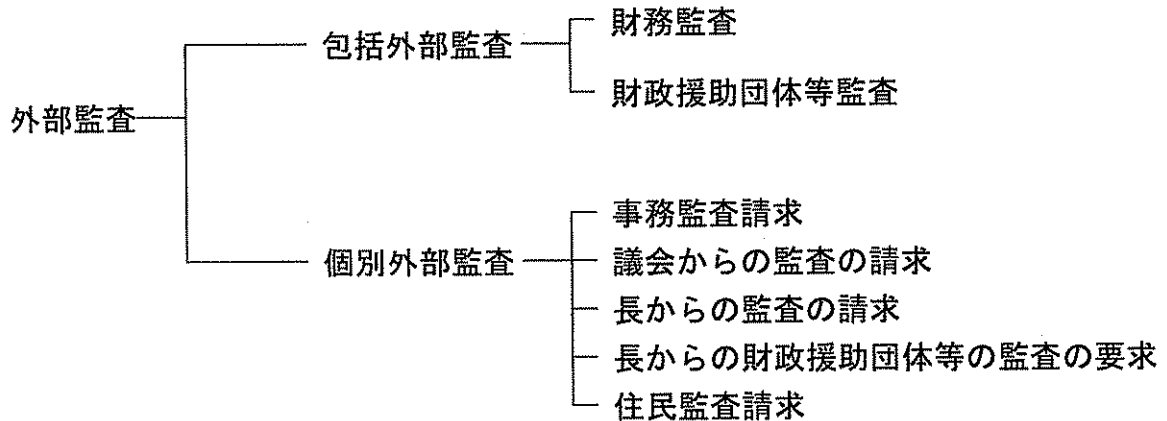
- ① 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（定期（年1回以上）監査と随時監査）。(§ 199①、④、⑤)
- ② 地方公共団体の事務の執行に係る監査（必要がある場合）。(いわゆる行政監査) (§ 199②)
- ③ 決算審査。(§ 233②)
- ④ 例月出納検査。(§ 235の2①)
- ⑤ 基金の運用状況の審査。(§ 241⑤)
- ⑥ 財政援助団体等の監査（必要がある場合又は長の請求）。(§ 199⑦)
- ⑦ 指定金融機関等の公金の収納又は支払いの事務についての監査（長又は公営企業管理者からの請求）。(§ 235の2②, 地方公営企業法 § 27の2①)
- ⑧ 事務監査請求による監査（住民、議会、当該団体の長からの請求）。
(§ 75, § 98, § 199⑥)
- ⑨ 住民監査請求による財務監査（住民からの請求）。(§ 242)
- ⑩ 職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査（長からの請求）。
(§ 243の2③)
- ⑪ 長への損害賠償請求等の訴訟の代表者（代表監査委員）。(§ 242の3⑤, 199の3③)

外部監査制度について

1 趣旨

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の一層の充実を図るもの。

2 仕組み



3 概要

(1) 包括外部監査契約に基づく監査

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を受ける。
- 都道府県、指定都市、中核市については、契約を義務づける。
- その他の市町村は条例により導入することができる。

(2) 個別外部監査契約に基づく監査

- 議会、長、住民から要求のある場合において外部監査人による監査をすることが適当であるときは、外部監査人の監査を受けることができる。
- 地方公共団体は条例により導入することができる。

※ 外部監査契約の締結に当たっては議会の議決を要する。

4 外部監査契約を締結できる者

弁護士、公認会計士、監査実務精通者及び税理士

5 施行期日

平成10年10月1日